

石巻市監査委員告示第15号

平成27年11月24日付け石巻市監査委員告示第12号で公表した福祉部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年12月24日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

石子支第 397 号
平成27年12月18日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一 殿
石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿
石巻市監査委員 伊 藤 啓 二 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成27年11月24日付け石監第15号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 指摘事項

平成24年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
子育て支援課 【契約事務】 浄化槽・汚水処理施設維持管理業務委託契約について 各施設浄化槽・汚水処理施設維持管理清掃業務委託において、浄化槽の保守点検業務と清掃業務をあわせて委託しているが、浄化槽法により、保守点検は登録業者に、浄化槽清掃は許可業者に委託することとされているので、それぞれの登録業者又は許可業者に委託するなど適正に処理すること。	【契約事務】 今回指摘のありました事項は平成24年度に指導を受けたものであり、保育所と放課後児童クラブが該当していることから、重く受け止め、担当者の異動等があっても正しく引継ぎが行われるよう徹底いたします。 なお、平成28年度については、清掃業務を手数料で予算計上し、契約事務等においても遺漏のないよう取り組んでまいります。